

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 2 号
発行日 令和 2 年 2 月 3 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○規 則

- 綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の制定 (職員課) . . . 1
 - 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定 (職員課) . . . 13
 - 綾部市公用自動車管理規則の一部改正 (総務課) . . . 18
 - 綾部市集落支援員設置規則の一部改正 (定住・地域政策課) . . . 19
 - 綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部改正 (定住・地域政策課) . . . 20
 - 綾部市職員任用規則の一部改正 (職員課) . . . 21
 - 綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部改正 (職員課) . . . 22
- ### ○告 示
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課) . . . 24
 - 綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託解約告示 (環境保全課) . . . 25
- ### ○訓令甲
- 綾部市特定個人情報取扱規程の一部改正 (総務課) . . . 26

- 綾部市決裁規程の一部改正 (職員課) . . . 27
 - 綾部市公文書例の一部改正 (職員課) . . . 28
 - 綾部市人事管理委員会規程の一部改正 (職員課) . . . 30
 - 綾部市職員の出勤簿等取扱規程の一部改正 (職員課) . . . 31
 - 綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部改正 (職員課) . . . 32
 - 綾部市現業職員給与規程の一部改正 (職員課) . . . 33
- ### ○公 告
- 外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について (学校教育課) . . . 34
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会) . . . 42
 - 住民票職権消除者公告 (市民・国保課) . . . 43
 - 公示送達 (市民・国保課) . . . 44
 - 公示送達 (税務課) . . . 45
- ### ○上下水道事業管理規程
- 綾部市上下水道部事務決裁規程の一部改正 (上水道課) . . . 46
 - 綾部市上下水道部就業規程の一部改正 (上水道課) . . . 47

・綾部市企業職員給与規程の一部改正	
	(上水道課)・・・48
○教育委員会規則	
・綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正	・・・49
・綾部市教育委員会非常勤指導主事設置等に関する規則の一部改正	・・・50
○教育委員会告示	
・令和元年度第12回綾部市教育委員会招集告示	・・・51
○教育長訓令甲	
・綾部市教育委員会決裁規程の一部改正	・・・52
○議会規程	
・綾部市議会事務局規程の一部改正	・・・53

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第1号

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年綾部市条例第31号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、市長と協議して4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第7条 会計年度任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 条例第8条の2の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について準用する。

（時間外勤務代休時間）

第10条 条例第8条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務代休時間について準用する。

（休日）

第11条 会計年度任用職員の休日については、常勤職員の例による。

（休日の代休日）

第12条 会計年度任用職員の休日の代休日については、常勤職員の例による。

（休暇の種類）

第13条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（年次休暇）

第14条 年次休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

（1）次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務

日の日数又は1年間の勤務日の日数に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数

- (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を差し引いた後の日数）
- (3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数
- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。
- 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に付与された年次休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前日まで）に繰り越すことができる。

（特別休暇）

- 第15条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 特別休暇の期間の計算については、その期間中に週休日があるときはこれを含むものとする。
- 4 別表第4(7)の項及び(8)の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 5 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

6 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年綾部市規則第39号）第14条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第17条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第18条 特別休暇（別表第4（2）の項及び（3）の項の休暇を除く。）、介護休暇及び介護時間の承認については、常勤職員の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第19条 第13条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(その他)

第20条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(年次休暇に関する経過措置)
- 2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第 22 条第 5 項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法第 17 条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職していた場合は、第 14 条第 1 項第 3 号に規定する継続勤務とみなす。

別表第1（第14条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任期	6月を超え 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え 6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え 5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え 4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え 3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え 2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第14条関係）

1週間の勤務日の 日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の 日数		217日以 上	169日か ら216日 まで	121日か ら168日 まで	73日から 120日ま で	48日から 72日まで
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度 までの年 度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度 以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第15条関係）

事由	期間
(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
(3) 結婚する場合	6日の範囲内の期間
(4) 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(5) 地震、水害、火災その他の天災地変により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間の範囲内の期間
(6) 地震、水害、火災その他の非常災害により交通がしゃ断された場合	必要と認められる期間
(7) 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	必要と認められる期間
(8) 負傷又は疾病のため療養することが必要であり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	連続する5日の範囲内の期間
(9) 夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年度の7月から10月までの期間内において、原則として連続する5日の範囲内の期間で勤務時間に応じた日数

別表第4（第15条関係）

事由	期間
<p>(1) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないものと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(2) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの期間</p>
<p>(3) 女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>(4) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親とな</p>

	<p>ることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(5) 生理のため勤務することが著しく困難な場合</p>	<p>1回につき3日の範囲内の期間</p>
<p>(6) 女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>
<p>(8) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長の定める時間)の範囲内の期間</p>

しているものに限る。)が、当該世話を
行うため勤務しないことが相当である
と認められる場合

別表第 5（別表第 3 関係）

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則をここに公布する。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第2号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(死亡した会計年度任用職員の給与)

第3条 綾部市一般職職員の給与に関する規則（昭和36年綾部市規則第20号）第2条の規定は、死亡した会計年度任用職員の給与について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表第1に掲げる職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の号給欄によるものとし、同表に定めのないものについては、市長が別に定めるところによるものとする。

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

(基本報酬の額)

第6条 条例第14条第5項の規則で定める職務を行うパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、別表第2に掲げる基本報酬欄によるものとし、職務欄の区分に応じて適用する。

(休暇時の報酬)

第7条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条に規定する年次休暇及び同規則第15条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(時間外勤務報酬の支給割合)

第8条 条例第18条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第18条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第18条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

(休日勤務報酬の支給割合)

第9条 条例第19条第1項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(期末手当の支給を受ける会計年度任用職員)

第10条 条例第9条第1項の規定により期末手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員(条例第10条に該当する者を除く。)のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員をいう。

- (1) 無給休職者(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていない会計年度任用職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員をいう。)
- (3) 停職者(法第29条第1項の規定により停職にされている会計年度任用職員をいう。)
- (4) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている会計年度任用職員をいう。)

第11条 条例第22条の1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満のものとする。

(期末手当に係る在職期間)

第12条 条例第9条第4項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第10条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

(期末手当の支給日)

第13条 綾部市一般職職員の給与に関する規則第15条の規定は、会計年度任用職員の期末手当の支給日について準用する。

(通勤に要する費用弁償)

第14条 条例第24条に規定する規則で定める額は、パートタイム会計年度任用職員の1月当たりの通勤回数を一般職職員の1月当たりの通勤回数で除して得た数を給与条例第12条第2項各号に定める額に乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項に定めるもののほか、支給日、支給単位期間その他通勤に要する費用弁償に関し必要な事項は一般職職員の例による。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

職種別基準表

職 種	職務の級	号 給
事務補助員	1	1
一般事務員、用務員、調理員又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職種に従事する者	1	1 5
特別支援教育支援員	1	1 6
保育士、看護師、管理栄養士又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職種に従事する者	1	2 3
電話交換手	1	2 9
保健師又はこれと同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職種に従事する者	1	3 0
地域おこし協力隊員	1	4 8
斎場職員	2	3 2

別表第2（第6条関係）

職 務	基本報酬
診療所医師	日額 46,400円
歯科診療所医師	日額 51,600円
部活動指導員	時間額 1,600円
行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の 規定による審理員として審査請求の審理手続を行うもの	日額 15,000円

綾部市公用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 号

綾部市公用自動車管理規則の一部を改正する規則

綾部市公用自動車管理規則(平成 8 年綾部市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。
様式第 1 号中「嘱託・臨時」を「会計年度任用・臨時的任用」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市集落支援員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 号

綾部市集落支援員設置規則の一部を改正する規則

綾部市集落支援員設置規則（平成 2 4 年綾部市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（給与及び費用弁償）

第 5 条 支援員の給与及び費用弁償は、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 号

綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則

綾部市地域おこし協力隊設置規則（平成 29 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成 27 年綾部市規則第 14 号）第 2 条第 1 項」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項」に、「非常勤嘱託職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第 7 条中「綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則」を「綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 1 号）」に改める。

第 8 条の見出し中「報酬」を「給与」に改め、同条中「報酬」を「給与」に、「綾部市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年綾部市条例第 14 号）」を「綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 95 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 号

綾部市職員任用規則の一部を改正する規則

綾部市職員任用規則（昭和 37 年綾部市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「この規則の」を削り、同条中「第 17 条第 1 項及び第 5 項」を「第 17 条から第 22 条の 3 まで」に改める。

第 2 条第 1 号中「法第 22 条第 5 項」を「法第 22 条の 3 第 4 項」に改める。

第 7 条中「広報」を「公報」に改める。

第 14 条中「こえる」を「超える」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあつては、前項中「90 日」とあるのは「15 日」と、「条件付採用の期間の開始後 1 年」とあるのは、「当該会計年度任用職員の任期」とする。

第 15 条中「、次の各号の一に該当する場合においては」を「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第 1 号中「災害その他これに準ずる重大な事故のため、」を削る。

第 16 条中「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月3日

綾部市長 山崎 善也

綾部市規則第7号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則（平成4年綾部市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2条の2を次のように改める。

（条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める会計年度任用職員）

第2条の2 条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める会計年度任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（条例第2条の3第3号イ及び第2条の4第2号の規則で定める場合）

第2条の3 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1）条例第2条の3第3号イに規定する当該子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- （2）常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下同じ。）である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

2 前項の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第3条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条第5号に定める場合は、育児休業計画書（様式第1号）により申し出るものとする。

第5条第3項及び第8条第2項中「第2項」を「第3項」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1項を加える。

（条例第9条第2号の規則で定める会計年度任用職員）

第9条 条例第9条第2号の規則で定める会計年度任用職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。
様式第1号中「（第2条の2関係）」を「（第3条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市告示第1号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年1月7日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 元年 9月20日	綾0606-71039	昭和35年10月28日
平成30年 4月 1日	綾0902-15029	昭和23年 8月11日
平成30年 4月 1日	綾0906-81002	昭和24年 1月14日
令和 元年10月18日	綾1202-51002	昭和27年 3月16日

綾部市告示第2号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

1 売りさばき人

氏 名	住 所
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153番地

2 解約日 令和2年1月31日

綾部市訓令甲第1号

庁 中 一 般

綾部市特定個人情報取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定個人情報取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市特定個人情報取扱規程（平成30年綾部市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成27年綾部市規則第14号）第2条第2項に規定する臨時的任用職員」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第2号

庁 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和36年綾部市訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。
別表第2市長公室長専決事項の項第2号及び別表第3職員課長専決事項の項第2号中
「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第3号

庁 中 一 般

綾部市公文書例の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公文書例の一部を改正する訓令

綾部市公文書例（昭和61年綾部市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1第3項第3号中「人事異動通知書は、一般職の職員の採用、退職、昇任、転任、配置換え、併任、兼職及び出向並びに分限処分及び懲戒処分等の場合に用いる。」を削り、「任命（解任）通知書は、」を「任命（解任）書は、一般職の職員の採用、退職、昇任、転任、配置換え、併任、兼職及び出向並びに分限処分及び懲戒処分等の場合又は」に、「委嘱（解嘱）通知書」を「委嘱（解嘱）状」に、

「

人事異動通知書
任命（解任）通知書
委嘱（解嘱）通知書

を

「

任命（解任）書
委嘱（解嘱）状

に、

」

「人事異動通知書及び内部あての任命（解任）通知書」を「内部あての任命（解任）書」に改める。

別記第2別紙13第1号中「臨時的任用の場合」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員を任命する場合」に改める。

別記第2別紙13第35号の表中「いたします」を「します」に改める。

別記第2別紙13第36号中「臨時職員の採用の場合」を「臨時的任用職員を採用する場合」に改め、同号の表中「臨時職員に採用いたします」を「臨時的任用職員に採用します」に、「までといたします」を「までとします」に、「（半日〇〇〇〇円）を支給いたします」を「支給します」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（37）会計年度任用職員を採用する場合

綾部市会計年度任用職員に採用します

任期は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとします
月（日・時間）額〇〇〇〇円を支給します
〇〇課勤務を命じます

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第4号

序 中 一 般

綾部市人事管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人事管理委員会規程の一部を改正する訓令

綾部市人事管理委員会規程（昭和35年綾部市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的任用職員又は特別職の職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

綾部市職員の出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員の出勤簿等取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市職員の出勤簿等取扱規程（昭和 3 7 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削る。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第6号

序 中 一 般

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山崎善也

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程（平成30年綾部市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「並びに綾部市非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成27年綾部市規則第14号）第2条第2項に規定する臨時的任用職員」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第7号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和36年綾部市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を削り、「条例」の次に「（昭和28年綾部市条例第35号）」を加える。

第4条の2第1項中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（臨時的任用職員）

第7条 綾部市臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成27年綾部市規則第14号）第2条第1項に規定する臨時的任用職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、綾部市臨時的任用職員給与支給規則（平成24年綾部市規則第11号）の規定を準用する。

（会計年度任用職員）

第8条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の規定を準用する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市公告第1号

外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和2年1月10日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の外国語指導助手派遣業務について、契約業者の選定にあたり別添「外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

外国語指導助手派遣業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和2年1月

綾部市教育委員会学校教育課

1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する外国語指導助手派遣業務に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別添1「外国語指導助手派遣業務に係る仕様書」のとおり。

(3) 契約方法

外国語指導助手派遣契約とする。

(4) 契約期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 契約上限額

43,362,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

(6) 発注者

綾部市

3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 浪越

TEL：0773-42-4323

FAX：0773-43-0991

e-mail：m-namikoshi@city.ayabe.lg.jp

4 契約予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去3年以内（平成29年1月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和2年1月10日（金）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和2年1月20日（月）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和2年1月24日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和2年1月30日（木）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和2年2月3日（月）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が6者以上あった場合のみ
令和2年2月3日（月）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和2年2月12日（水）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市役所まちづくりセンター
令和2年2月18日（火）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和2年2月下旬	契 約 予 定 者 決 定	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「外国語指導助手派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

- (2) 提出方法等

① 提出期限：令和2年1月30日（木）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

8 要領等の配布

- (1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配布方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
 ② 事務局での直接配付

- (2) 配布期間

令和2年1月10日（金）から1月30日（木）まで

ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

一次審査

- (1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

- (2) 審査基準

- ① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 見積額	10点
合 計	30点

- ② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れ ている	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
10点	10	8	6	4	2

- (3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和2年2月3日（月）

二次審査

- (1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 応募者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。

- (3) 実施日

令和2年2月12日（水） ＊会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知。
 通知予定日：令和2年2月3日（月）

(4) 実施方法

①説明時間は参加者ごとに約35分間

- ・企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
- ・質疑応答・ヒアリング（15分）

②提案説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーンは本市で用意する。
 パソコン、プロジェクター等は各参加者で準備すること。

③参加者は3人以内とする。

④プレゼンテーションにおいては、審査基準の評価項目ごとに採点しますので、
 各項目順に提案説明を行うこと。

(5) その他

二次審査に参加しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(6) 審査基準

①審査項目・配点

評 価 項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②会社の事業方針等と事業関連性	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (80点)	① 総合的な支援体制・支援内容	10点
	② 安全管理体制、トラブルへの対応	10点
	③ ALTの採用方法・条件など	10点
	④ ALTの研修体制・内容など	10点
	⑤ ALTの管理体制など	10点
	⑥ 教員等に対する支援体制など	5点
	⑦ 小・中学校の夏休みにおけるALTの活用方法の提案	10点
	⑧ 小学校低学年（1～2年生）が、保護者と一緒になって英語に興味を持てるイベント（1日間）の提案	
	⑨ 仕様書に示された内容以外で独自提案など	
	⑩ 見積金額	15点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

(7) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

*通知予定日：令和元年2月18日（火）

10 契約の締結

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

*この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(5)の委託料上限額を超えた場合。
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和2年1月20日（月）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる

- (4) 提出先：上記3の定めるところまで
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メール及びホームページに公開
- (6) 回答期限：令和2年1月24日（金）
※質問等の内容について電話で確認することがある。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

綾部市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和2年1月15日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和2年1月15日から令和2年1月29日まで

綾部市公告第3号

住民基本台帳法第34条第2項の規定に基づく調査により、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権によって消除したので、同条第4項の規定により公告する。

令和2年1月16日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第4号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和2年1月17日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第5号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年2月3日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市上下水道事業管理規程第1号

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部事務決裁規程（昭和50年綾部市水道課管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 管理者決裁事項の項第1号中「、簡易水道事業」を削る。

別表第2 部長専決事項の項第11号中「、簡易水道事業」を削り、同項第12号中「6箇月」を「6か月」に、「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

別表第3 上水道課長専決事項の項第5号中「3箇月」を「3か月」に、「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改め、同表下水道課長専決事項の項第10号中「3箇月」を「3か月」に、「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第 2 号

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部就業規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

（臨時的任用職員の就業）

第 1 3 条 綾部市臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成 2 7 年綾部市規則第 1 4 号）

第 2 条第 1 項に規定する臨時的任用職員の就業については、同規則の例による。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の就業）

第 1 3 条の 2 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「地公法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の就業については、綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 号）の例による。

第 3 0 条中「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「地公法」という。）」を「地公法」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市長 山崎善也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第52条を次のように改める。

（臨時的任用職員の給与）

第52条 綾部市臨時的任用職員の雇用に関する規則（平成27年綾部市規則第14号）

第2条第1項に規定する臨時的任用職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、綾部市臨時的任用職員給与支給規則（平成24年綾部市規則第11号）の規定を準用する。

第53条を第54条とし、第52条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第53条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、第2条から前条までの規定にかかわらず、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 2 月 3 日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第 1 号

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会事務局組織規則（昭和 5 1 年綾部市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「嘱託」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会非常勤指導主事設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月3日

綾部市教育委員会
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会規則第2号

綾部市教育委員会非常勤指導主事設置等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会非常勤指導主事設置等に関する規則（昭和52年綾部市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（給与及び費用弁償）

第6条 指導主事の給与及び費用弁償は、綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市教育委員会告示第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第12回（1月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年1月23日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年1月24日（金）午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 事務連絡

綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号

綾部市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市教育委員会
教育長 足立 雅和

綾部市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市教育委員会決裁規程（昭和51年綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1部長専決事項の項第9号中「6箇月」を「6か月」に、「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

別表第2学校教育課長専決事項の項第6号中「3箇月」を「3か月」に、「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

綾部市議会規程第1号

綾部市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月3日

綾部市議会議長 高橋 輝

綾部市議会事務局規程の一部を改正する規程

綾部市議会事務局規程（昭和33年綾部市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「囑託員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。